

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成25年3月15日（金曜日）

経済建設委員会

日時 平成25年3月15日（金曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 建設部

第15号議案	「質疑・討論・採決」
第16号議案	「質疑・討論・採決」
第17号議案	「質疑・討論・採決」
第18号議案	「質疑・討論・採決」
第78号議案	「質疑・討論・採決」
第79号議案	「質疑・討論・採決」
第83号議案	「質疑・討論・採決」

2 陳情の審査

新庁舎建設付け替え道路に関する要望書	「討論・採決」
--------------------	---------

出席委員（5名）

委員長	長田共永	副委員長	中根正光
委員	山田たつや	森 孝	夏目勝吾（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

建設部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 滝下一美 議事調査課長 村田道博

開 会 午後 1 時30分

○長田共永委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、13日の本会議において本委員会に付託されました第15号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案、第78号議案、第79号議案、第83号議案の7議案及び議長から送付されました陳情について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第15号議案 新城市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける案内標識等の寸法並びに移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより第15号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第16号議案 新城市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより第16号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第16号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第17号議案 新城市公共用物の管理に関する条例及び新城市道路占用料条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより第17号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第17号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第18号議案 新城市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第18号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第78号議案 市道の路線廃止及び第79号議案 市道の路線認定の2議案を一括議題とします。

これより、本2議案を一括して質疑に入ります。

質疑はありますか。

森委員。

○森 孝委員 市道の路線廃止と認定でありますけれども、一部分に東新町桜淵線というものがあります。この道路についてお伺いしたいわけですが、廃止からお伺いしますと、廃止することによって将来的に考えられることが、市庁舎建設中の道路の部分、また市の用地になってからの管理の部分について、一般道路のような形で通行はしてもいいですよという形も含めて、保険の対応が前回の一般質問でもいろいろと問題になったと思います。この辺について、委員会の席ですので、もう少しわかるのであったら、詳細に保険の対応について、不慮の事故があった場合の保険の対応について、どのような見解を持っておられるのかお尋ねいたします。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 桜淵線も含めまして、認定から廃止される路線については、公共用物管理条例、これは新城市のですけれども、それによって道路として管理されます。

保険につきましては、それら認定外道路と言っているんですけれども、それらについては今のところ保険には入っておりません。ただし、道路として管理している以上は、もし市にその道路の構造物等々により、人的・物的に被害があった場合には、当然過失によってその責任は市にあると考えておりますので、保険に入っていないということであれば、一般財源でそうしたものは対応せざるを得ないと思っております。

今後において、そうした道路は非常に多くありますので、それらを含めて、一度、保険に加入することも検討してまいりたいということで、今、調整をしております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありますか。

森委員。

○森 孝委員 今、管理責任についてお話しされたと思うんです。一般の道路交通法上の事故等の弁償とかについては。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 認定外道路というお話をさせていただいたんですけれども、将来的に道路であれば、当然、道路交通法がききます。ただし、今、道交法という話で交通の法規になりますと、これは警察の判断ですと、門扉だとかいうもので、そこに通行の制限がかからずに、一般的に通行できる道路とか、駐車場も含めてですけれども、そういう部分においては、道路交通法の適用は受けるとなっておりますので、もし将来的に庁舎の通路として今、計画されておりますけれども、そうした部分については道交法の適用もされると、道路法ではなくて、道交法が適用されるのではないかと考えております。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありますか。

山田委員。

○山田たつや委員 では、順を追って伺いたいと思いますが、この議案については、抱き合わせというところがあるんですが、その中で廃道と付けかえ道路の件なんですが、法律とか条例は、基本的に市民の安全とか、そういう利益を考えてこのように上がってくると思います。通常の場合と少し違っているじゃないかというところを感じるものですから、本来の手続きとその手法について、どう進めているか、全体的なところで教えていただきたいんですが。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 道路認定と廃止という手続きでよろしいでしょうか。

通常、事業をやるときには、道路認定を受けてやっていきますというのが基本にあります。改良も含めてです。道路事業を行うときには、認定されていないものについては認定

していきます。その認定の基準というのが、前回もお話ししたかもわかりませんが、起点、終点、それと通過する主な地点というのが条例制定案の中にあるんですけども、路線名と起点、終点、それから、重要な経過地というのがあります。それがあれば認定できるというのがあります。

それから、あと、区域決定というのがあります。これは、詳細設計だとかを組んでいった後にやりますし、今は、道路ができたというのか、道路ができる前に、ある程度の区域が決まった段階で、それは告示をしていきます。

それが済んで、工事が済んだ後には、今度は供用開始ということで、またそれは手続きがありますけれども、路線の認定と廃止につきましては、起点、終点、それから主な経過地、路線名も含めてですけれども、それがあればできるということになっております。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 その起点、終点の件なんですけど、この道路というのは庁舎にかかわったところが多いんですが、起点と終点がある場合は、通常、道路を認定してつくっていくんですが、これは承認されて進める場合は、例えば、今問題になっているのはこの狭い道なんですけど、それは東新町まで抜けていくということは、桜淵も通っていくわけだと思います。それが、全て広くなるというところは普通あるんですけど、ここは一部のところでしょうか、お伺いします。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 先日の議会の中でも、部長もお答えしていると思うんですけども、将来的には保育園、それから桜淵、そうした観光ということも含めて、駅までという、今言う入船線までですけれども、そこまではまた第2次総合計画の中で検討していくということでお話ししていると思います。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 では、この通常の道路廃止認定ですが、これは工事等が入ってくる前の段階になると思うんですが、これは地域の承諾という点については、どのあたりまで浸透しておりますでしょうか、伺います。沿線沿いです。

○長田共永委員長 土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 今、この付けかえる部分につきましては、市有地とそれから将来的な庁舎の建設用地内と伺っておりますけれども。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 そこで問題になるのは、現在、その庁舎と庁舎の間の道路のことにかかわってくると思うんですが、廃道案は。これは、私が知っている範囲では地域全体ではなく、入船で現在使われている方の話を聞いたところ、80%だというような話もあるんですが、この道路廃止認定に至って、地域の説明はある程度されておりますでしょうか。

○長田共永委員長 これからするのかということ、予定があるかということ。

土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 これからするのかという話になりますと、今、現庁舎の説明会の中でも、今言う廃道部分についての通行の形だとか、それから入船線へ出てからの規制みたいな形でありますけれども、そういう形では説明はなされていると思いますし、また必要とあれば、そういうところは説明していくべきだと思っておりますけれども。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 先ほど森委員が言われたように、安全の点について伺いたいんですが、一番の問題は安全の担保、これが今後、廃道にして付けかえ道路になっていくという傾向の中で、敷地内のところを先ほど森委員が言ったように、安全の担保についてはどういう計画をしておりますでしょうか。

○長田共永委員長 構内道路に関する市道の

ということでもいいですか。

部長。

○前沢博則建設部長 完成した後のことですので、敷地内通路ということで、道路とは色はちょっと分けて、視覚的に一般道ではないというような認識をするようなことと、ちょっと誘導については注意を促すようなラインということですか、それを計画しております。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 安全に対する認識をするという、これは警察との協議の上でしょうか、伺います。

○長田共永委員長 公安委員会ということで。土木課長。

○荻野喜嗣土木課長 公安委員会協議ということで、今我々に情報が入っている、契約検査課から情報が入っているのは、11項目ほど指示事項を受けていると聞いておまして、またその内容についたり、対応につきましては、19日の総合政策特別委員会で報告するというように聞いております。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 本来、この利便性とか、安全を確保するための道路だということ、そう思っているんですが、庁舎が関係していますので、庁舎の敷地の確保のためにこの廃止、道路を新しくするという事は認識されてますでしょうか。

○長田共永委員長 建設部長。

○前沢博則建設部長 本会議、一般質問等も出ましたけれど、庁舎を一体化することによってその道路については廃道して、庁舎の敷地そのものを一体化することによって進めていくということで認識はしております。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 これは廃道で認定されて、道路をつくるという執行に入っていく場合は、廃道で認定されれば、すぐ工期、工事というのは計画はされておりますでしょうか。

○長田共永委員長 工事着工に入るかという

こと。

建設部長。

○前沢博則建設部長 今回の件は庁舎の関係をしておりますので、法的には廃道という処理はしますけれど、現状どおりという、安全に通行してもらおうということで、ただ工事はこれからの話で、いつというのはまだちょっとそこまでは言えないですけど、すぐに法の手続きが済んだから付けかえ道路に入るとか、廃道にしたから敷地内道路にしちゃうとかいうことはございません。

○長田共永委員長 山田委員。

○山田たつや委員 ということは、この議案について承認されて、認定されても、そのまま始まるというわけではないわけでしょうか。

○長田共永委員長 同じ答弁で、再度、確認ということで。

建設部長。

○前沢博則建設部長 はい、そのとおりでございます。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより第78号議案及び第79号議案の2議案を一括して採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第78号議案及び第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案 新都市水道事業会計資本剰余金の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 議案説明の後に、会派でいろいろと勉強をさせていただきました。担当者にも来ていただいて細かく説明をしていただ

きましたが、ここは委員会の席上でありますので、この資料に基づいて各委員が納得できるように、もう一度、なぜこういう経緯になったかということと、それから資本剰余金の処分についての詳細について説明をいただきたいと思います。

○長田共永委員長 水道課長。

○伊藤寿規水道課長 それでは資料をご覧くださいと思います。

資産を撤去することにより、資本剰余金に損失が生じた場合において、資本剰余金を取り崩して、その損失を埋める、この処分方法を承諾いただきたいということで、この処分する資産剰余金の内容を明記してあります。

1 ページ目ですが、資産名称は、ポリエチレン管、口径50と、ダクタイトル铸铁管、口径200です。場所は稲木、八束穂地内となっています。処分の予定数量は合計で218メートル、処分予定価格は311万2,000円で、右に管の経過年数が記載してあります。なお、これは現時点での処分内容ですので、確定ではありませんので、よろしくご理解いただきたいと思います。上限は330万円ということになっていますが、現時点での処分予定額です。311万2,000円となっています。

それでは、個々に番号1から5がありますが、個々に説明をさせていただきます。

2 ページをご覧くださいと思います。

2 ページ、番号で言うと1番、2番ですが、これは151号線、稲木交差点から北に向かつての道路に接するところですが、新設管と撤去管を色分けして記載してあります。新規加入とか、水圧不足により、整備したポリエチレン管50を市道の道路改良に伴い、支障移転するものであります。既設管撤去方法につきましては、道路管理者協議により、残置処理となっております。

続きまして、3 ページをご覧くださいと思います。

ここは、清井田交差点から有海企業団地に

向かった区間の市道です。市道に敷設してありますポリエチレン管50ミリを第2東名関連工事により、付けかえ道路に敷設がえるものです。既設管撤去方法につきましては、管理者協議により残置処分となっています。

続いて、4 ページをご覧ください。

ここは石座神社南側の市道八束穂県社線です。ここにはダクタイトル铸铁管、口径300が敷設してあります。この区間は、道路改良工事の年度計画に対応するように、接続箇所用として敷設した4番、5番、口径200ミリ部分の撤去を行うものです。既設管撤去については、接続工事に合わせ撤去処分するという事になっています。

なお、4番と5番の間の区間、ダクタイトル铸铁管300については、資本剰余金を充当した区間ではないということで今回の対象とはなっていませんが、道路用地として存続するに当たり、道路管理者協議により残置処理となっています。

1 ページに戻っていただきますと、したがって、資本剰余金に充当した路線が、今年度についてはこの3路線、5カ所ということになっています。その処分を資本剰余金を取り崩して、直接、その資本剰余金をマイナスにするという処分方法の処理を今回お願いするという事です。

以上です。

○長田共永委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○長田共永委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより第83号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長田共永委員長 異議なしと認めます。

よって、第83号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これより陳情の審査を行います。

新庁舎建設を考える市民の会、太田恒久氏、川村英明氏の2名から提出されました「新庁舎建設付け替え道路に関する要望書」を議題とします。

自由討議に入ります。

何か意見はありますか。

意見等のある委員は発言願います。

特に発言がなければ、これより討論を行います。

討論はありませんか。

森委員。

○森 孝委員 この陳情に係る内容でありますけれども、地域住民の方が、本当に親しく使ってきた道路に対して、何とかいい方法はないかというような陳情であります。先ほども、道路認定は清々と通ったわけでありましてけれども、この陳情の内容というのは、住みなれた地域住民の気持ちが入った陳情であります。

ただ、ここで言われる内容の中に、もちろん桜淵線を一部とめて、文化会館の信号機をくっつけることについてでありますけれども、一般的に入船線を通られる市民の皆さん、また市民以外の皆さんもそうなんですけれども、道路の通行の状況として、セコ道から出てこられるというのは、非常に道路に入っている運転者としては危険だという意見がほとんどでした。今回、地域の方としては、愛着を持った道路で、事故もなかったし、これを何とか生かしていただきたい、陳情の趣旨はよくわかるんですけれども、一般に入船線を通られるほかの運転者さんから見ると、やはり先ほど申し上げましたように、セコ道から出てこられると非常に危険だ。多少は回っていただくかもしれないけれども、一つの信号に集約していただいたほうがという意見が多くありました。

ということで、今回、この陳情については、私は皆さんの趣旨は本当にわかるんだけど

もというような意見であります。そういうような考えのもとに、陳情の趣旨は私は採択すべきだと考えております。

○長田共永委員長 趣旨採択の討論ということでよろしいでしょうか、今のは。

森委員。

○森 孝委員 はい、お願いします。

○長田共永委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○長田共永委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決します。

趣旨採択の討論がありますので、起立により採決します。

本陳情を趣旨採択することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○長田共永委員長 全員賛成で趣旨採択との起立であります。

よって、本陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○長田共永委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時02分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

経済建設委員会委員長 長田共永